

工業用水料金の支払猶予制度の継続について

令和3年3月 広島県企業局

- 広島県企業局では、新型コロナウイルスの感染拡大による経済環境の悪化を踏まえ、受水企業等からの申請に応じて、県営工業用水道料金の支払猶予を行っていますが、次のとおり制度を延長します。
- 対象料金は、令和2年4月分～令和3年3月分（令和2年5月支払分～令和3年4月支払分）としていましたが、令和2年4月分～令和4年3月分（令和2年5月支払分～令和4年4月支払分）に延長します。猶予期間は最大4か月、猶予期間満了後の分納は最大4回まで可能です。

1 要件

新型コロナウイルス感染症の影響により、工業用水の料金支払が困難になった受水企業等が対象となります。

2 手続

猶予を受けようとする料金に係る納期限まで（口座振替により納付している場合は5営業日前まで）に（別紙様式1）工業用水道納期限猶予申請書を企業局水道課に提出し、広島県公営企業管理者の承認を得る必要があります。

※1 支払猶予に係る料金について、担保の提供は不要です。

※2 猶予期間中及び猶予期間満了後の分納期間中は無利子です。

○ 提出書類

- ・（別紙様式1）工業用水道納期限猶予申請書
- ・ 猶予を受けようとする料金に係る振込依頼書
（口座振替により納付している場合は不要）

3 猶予期間等

(1) 対象料金：令和2年4月分から令和4年3月分まで
（令和2年5月支払分から令和4年4月支払分まで）

(2) 猶予期間：各料金の納期限から最長4か月間まで

(3) 分 納：猶予期間の満了から最大4回まで（1か月単位）

※ 複数月の料金の支払猶予を申し込む場合、各月で申込手続が必要となります。

例えば、令和3年5月支払分～令和4年4月支払分の猶予を受ける場合、令和3年5月～令和4年4月の各月で手続が必要となります。

4 問合せ先、提出先

〒730-0031

広島市中区紙屋町一丁目 1-20

広島県 企業局 水道課 水道経営グループ

電話 082-513-4332